

小牧市議会議案第131号

ヤングケアラーへの支援の充実を求める意見書の提出について

ヤングケアラーへの支援の充実を求める意見書を地方自治法第99条の規定により次のとおり提出する。

令和3年12月20日提出

小牧市議会議員	木	村	哲	也
同	上	舟	橋	秀和
同	上	小	川	真由美
同	上	加	藤	晶子
同	上	船	橋	厚

ヤングケアラーへの支援の充実を求める意見書

ヤングケアラーは、日常的な家事、家族の世話等、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っていることから、本人の育ちや教育への影響が問題となっている。

こうした中、国は、本年3月に全国規模で行ったヤングケアラーの実態調査の結果を公表するとともに、本年5月には、厚生労働省及び文部科学省が共同で設置したプロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーの早期発見・把握、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を始めとする支援策の推進等、今後取り組むべき施策を取りまとめたところである。

ヤングケアラーが必要とする支援は、福祉、介護、医療、教育等、様々な分野に及ぶことから、こうした施策の推進においては、関係機関とNPO等との相互の緊密な連携が不可欠である。

また、ヤングケアラーの問題は、家庭内のプライバシーに深く関わっていることや、本人や家族に自覚がないことも多いため、表面化しにくい傾向にあり、社会的認知度の向上を図り、ヤングケアラーの適切な支援につなげていかなければならない。

さらに、今回の調査で対象となった子どもは中学2年生及び高校2年生に限られているが、小学生や大学生を含めたより詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討していく必要がある。

よって、国においては、ヤングケアラーへの支援の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ヤングケアラーへの支援施策を一体的、効果的に推進するため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関とNPO等との連携強化を図ること。
- 2 ヤングケアラーの社会的認知度の一層の向上を図るため、広報啓発活動の充実及び強化を図ること。
- 3 小学生及び大学生を含めたより詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

小牧市議会

議長 澤 田 勝 巳

関係行政機関宛

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣)

小牧市議会議案第 1 3 2 号

中国政府による人権問題について日本政府に透明性ある調査
及び適切な対処を求める意見書の提出について

中国政府による人権問題について日本政府に透明性ある調査及び適切な
対処を求める意見書を地方自治法第 9 9 条の規定により次のとおり提出す
る。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日提出

小牧市議会議員	木	村	哲	也
同	上	舟	橋	秀和
同	上	小	川	真由美
同	上	加	藤	晶子
同	上	船	橋	厚

中国政府による人権問題について日本政府に透明性ある調査及び適切な対処を求める意見書

近年、新疆ウイグル、チベット、内モンゴル等といった自治区では、中国政府による少数民族への抑圧となる強制収容や強制労働、信教の自由の制限となる寺院の破壊、母国語を認めない漢語教育の強制等、深刻な人権侵害が続いているという様々な証言が、国内外のメディアにより報道されている。

また、「一国二制度」・「高度な自治」を約束されたはずの香港特別行政区では、中国政府主導により香港国家安全維持法が制定され、香港立法会から民主派議員を排除する選挙制度変更が行われ、民主派の弾圧・排除が進む結果となった。

このような事態に対し、令和3年6月にイギリスで開催されたG7首脳会議において、「中国に対し、特に新疆との関係における人権及び基本的自由の尊重、また、英中共同声明及び香港基本法に明記された香港における人権、自由及び高度の自治の尊重を求める」主旨の共同声明が出された。

小牧市議会に対しても、令和3年11月16日付けで、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択を願う主旨の陳情が、特定非営利活動法人日本ウイグル協会及びウイグルを応援する全国地方議員の会より相次いで提出された。

人権は、人として生まれた者全てに与えられるべき普遍的価値であり、世界の全ての民族が、それぞれの文化・伝統・自治を護る権利を有することは国際社会の共通認識である。小牧市は外国籍市民が多く、本市の目指すまちの姿の一つに、国籍などに関わらず、基本的人権を尊重しながらお互いに理解することを掲げ、施策を実施している。

よって、小牧市議会は、日本政府に対し、人権の尊重はもとより、自由・民主主義・法の支配といった共通の普遍的価値観を持つ諸国と連携して、中国政府が行っていると言われている人権侵害の事実関係について透明性ある調査を徹底して行うとともに、それが事実であるならば、国際法に基づいて、中国政府の深刻な人権侵害を防止し、弾圧を受けている人々を救済するための包括的施策を実施すべく、あらゆる手段を講じ、適切な対処を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月20日

小牧市議会

議長 澤 田 勝 巳

関係行政機関宛

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣)